

令和4年度 第1回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和4年8月31日（水曜）午前10時00分から正午

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

< 委 員 >

栗川委員、石川委員、佐藤委員、富田委員、高井委員、角田委員、最上委員、
南委員、菊地委員、五十嵐委員、有川委員、海老委員、柴田委員

計13名

（欠席委員：熊谷委員、松井委員）

< 事務局 >

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
保健所保健管理課、各区健康福祉課、特別支援教育課

【傍聴者】

なし

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 自己紹介・・・・・・・・・・ p 4
4. 議事・・・・・・・・・・ p 5
5. その他・・・・・・・・・・ p 28
6. 閉会・・・・・・・・・・ p 30

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

定刻の少し前ではありますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和4年度第1回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中審議会に出席いただきまして、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましても、議事録作成のため録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

本日は報道機関が取材に来ていますが、撮影については議事に入る前の間といたします。

会議に入ります前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。事前にお送りした資料として、本日の次第、出席者名簿、座席表、資料1から3の6点ございます。また、本日机上配布資料として、当日配布資料の項目を追加した次第の差し替え資料、【参考資料1】新潟市における障がい者支援施設の整備について、【参考資料2】令和4年度当初予算説明資料、以上3点を配布させていただきましたが、お手元にごございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、熊谷委員、松井委員から欠席のご連絡をいただいています。15名の委員のうち13名の委員の方々が出席されており、過半数を超えていますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、福祉部長の佐久間よりごあいさつ申し上げます。

(佐久間福祉部長)

皆様、おはようございます。新潟市福祉部佐久間でございます。本日は皆様大変お忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより本市の障がい福祉施策の推進に、さまざまな場面でご尽力、ご協力を頂きまして、重ねてお礼を申し上げます。委員の皆様からさまざまなご意見を頂戴いたしまして、第4次新潟市障がい者計画および第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画が、昨年度計画の初年度でございました。新型コロナウイルスの影響によりまして、なかなかいろいろな面で影響を受けて進めてまいりましたけれども、計画の中で定めた方向性に基づきまして、工夫をしながら施策を進めてきたところでございます。

本日は、令和4年度第1回目の審議会になります。各計画におきます昨年度の取り組み状況につきましてご報告をさせていただき、ご審議をいただきたいというふうに考えております。

結びになりますが、委員の皆様におかれましては、今年度も忌憚のないご意見を賜りますことをお願いいたしまして、私ども本市の障がい福祉施策の推進をより前進できるよう、尽力してまいりたいと考えております。本日もよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、次第の3、新任委員の自己紹介になりますが、今年度から新たに当審議会の委員にご就任いただいた方がおられますので、簡単に自己紹介をいただきたいと思います。新潟公共職業安定所所長の柴田委員、お願いいたします。

(柴田委員)

ハローワークでございます。ハローワークの業務につきましては、日ごろからご指導ご協力いただきましてありがとうございます。私は柴田と申します。この4月に異動してまいりました。前任の平崎同様によりしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

柴田委員、ありがとうございました。

4. 議事

(1) 第4次障がい者計画の進捗状況について

(2) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の数値目標達成状況について

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長お願いいたします。

(有川会長)

皆さん、こんにちは。だんだん少しずつ秋に近づいている感じもあるんですけども、今日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。おおむねの時間配分なんですけれども、「第4次障がい者計画の進捗状況について」と、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の数値目標達成状況について」、事務局から一括して説明していただき、質疑応答を含めて60分程度の時間を予定しております。残りの時間は、そのほかの報告に充てさせていただき、会場の使用時間を踏まえ、正午までには会議を終えたいと考えていますので、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、早速始めていきたいと思います。議事の(1)第4次新潟市障がい者計画の進捗についてと、(2)第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の数値目標の達成目標について、事前に資料をお送りしているかと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

おはようございます。新潟市障がい福祉課の大島と申します。皆様におかれましては、日ごろから新潟市の障がい福祉行政の取り組みにつきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、あらためてお礼申し上げます。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議事の(1)(2)について、各計画の進捗状況、達成状況をご説明いたします。初めに【資料1】第4次新潟市障がい者計画進捗状況をご覧ください。こちらは、令和3年度から令和8年度までを計画期間といたしました、第4次新潟市障がい者計画の進捗状況として、計画の方向性に対する、令和3年度の取り組み実績をまとめた資料でございます。ここでは、各施策の体系ごとに、表の左の欄「施策の方向性」に対し、各所属において令和3年度に行った取り組みについて、表の右の欄「令和3年度の実績」に記載されている中から、主な取り組みをご説明いたします。点字資料では、各項目につきまして、初めに「取組所属」、「施策の方向性」がございまして、そのあとに「令和3年度の実績」を記載しております。

それでは1ページ、点字資料も1ページをご覧ください。「1 地域生活の支援(1)相談支援体制の充実」の項目では、1ページの①から5ページの⑦まで、点字資料では1ページの①から18ページの⑦まで、相談窓口の運営や、各種専門関係機関の連携、支援体制の充実に努めたところでございます。

まず、①「障がいのある人が身近なところでいつでも相談や情報提供が受けられる体制

の整備」では、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者や、専門相談機関との連携、障がい児支援コーディネーターの配置などにより、障がい者・児やその家族などに対し、専門的な相談支援を実施いたしました。また、こころの健康センターにおいては、精神に障がいのある方や、その家族などを対象に、精神疾患やストレスによるさまざまな不安等に関する相談支援を実施いたしました。

続きまして、②「夜間を含めた常時の連絡体制の確保」では、基幹相談支援センターや相談支援サービスにより、相談連絡体制を確保したほか、地域生活支援拠点等事業におきまして、夜間や休日における相談支援や、緊急時の対応を行い、24時間365日の体制で支援を実施いたしました。また、聴覚障がい者への意思疎通支援として、警察、消防、医療機関と連携し、休日夜間の緊急時においても、手話通訳者などを派遣できる体制を確保いたしました。

続きまして、2ページ、点字資料では6ページの下段をご覧ください。③「発達障がいや難病、強度行動障がいなどに対する専門機関との連携等」については、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」におきまして、専門員による相談を実施するとともに、難病への対応として、保健師による訪問指導や、新潟県新潟市難病相談支援センターでの難病相談支援員による相談支援を実施いたしました。また、新潟市難病対策地域協議会での課題検討や、難病患者支援従事者研修会の実施により、各支援者のスキル向上に取り組みました。

強度行動障がいへの対応といたしましては、これまで実施してまいりました、支援者養成研修のフォローアップとして、豊富な知識経験を持つ、強度行動障がい支援マネージャーによる、よりよい支援の提供に向けた相談、助言等のコンサルテーション事業を行い、過去の研修修了者のブラッシュアップや、事業所の支援力向上を図りました。今後も効果的な手法を検討しながら、強度行動障がい児者を受け入れ可能な事業所の増加に向けて、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

続きまして、3ページ、点字資料では10ページの下段をご覧ください。④「発達障がいへの支援」については、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」において相談支援を実施するとともに、発達障がい児者地域支援協議会を開催し、関係機関の相互連携の強化を図りました。

また、新潟市立児童発達支援センターこころんにおいて、保育所等への巡回支援を実施したほか、保育士等を対象とした発達支援コーディネーター養成研修を行い、療育支援体制強化に取り組みました。

続きまして4ページ、点字資料では14ページをご覧ください。⑤「引きこもりに対する支援」については、引きこもり相談支援センターにおいて、各区の社会福祉協議会と連携し、引きこもりに関する相談や、区単位での引きこもり支援連絡会の実施など、引きこもりで悩む本人やその家族に対する支援を行いました。

続きまして5ページ、点字資料では17ページの中ほどをご覧ください。⑦「相談支援体制の効果的な実施」につきましては、自立支援協議会などを運営し、地域課題の掘り起こしや困難事例への対応等について協議を行い、関係機関のネットワーク強化に努めました。

続きまして6ページ、点字資料では19ページの中ほどをご覧ください。「(2)在宅サービスの充実」では、居宅介護をはじめとする各種サービスを引き続き提供するとともに、補装具費の支給や、日常生活用具の給付などを行いました。各種サービスの提供実績は、

記載のとおりとなっております。

なお、日常生活用具につきましては、令和4年度より、人工内耳を装用する障がい児を対象に、経済的負担を軽減することを目的として、人工内耳用電池を給付品目に追加いたしました。今後も社会的、経済的な変化等を踏まえながら、適宜、給付品目の見直しを行ってまいります。

続きまして7ページ、点字資料では25ページをご覧ください。「(3) 経済的な支援」では、特別障がい者手当や生活保護扶助費などの各種手当の支給を行うとともに、福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成など、移動にかかる費用の助成を行いました。今後も引き続き各種制度の周知に努めるとともに、限られる財源の中で、社会環境の変化等に対応しながら、適切な支給を行ってまいります。

続きまして8ページ、点字資料では29ページの上段をご覧ください。「(4) サービス基盤の充実」では、新型コロナウイルス感染症対策として、障がい者支援施設の個室化改修に対し補助を行い、施設環境の改善に取り組みました。また、本市の課題であります、重度障がい者の地域移行、施設入所待機者の解消に向け、障がい者の共同生活の場でありますグループホームの運営に対し、引き続き補助を行いました。今年度、4年度からは、重度障がい者に対し手厚い支援を行い、国の加算を取得した事業所に対し、補助を上乗せすることで、グループホームにおける重度障がい者の受け入れ体制を強化しております。

また、こころの健康センターにおきましては、精神障がい者の社会参加促進を図るため、精神障がい者地域生活支援施設の運営費を補助するとともに、「精神障がい者の地域生活を考える会」の開催や、研修等の実施により、関係機関のネットワーク強化や、支援者の人材育成に取り組みました。

続きまして9ページ、点字資料では34ページの下段をご覧ください。「(5) 地域生活を支える人づくり」では、各区に障がい者相談員を設置し、身近な地域での相談や、情報提供などの支援を行うとともに、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症の問題を抱える方を包括的に支援するため、支援者を対象とした研修や関係機関等の連携、課題共有を図る連絡会議を開催し、支援体制を強化いたしました。

続きまして10ページ、点字資料では39ページの中ほどをご覧ください。「(6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援」です。文化政策課の取り組みといたしまして、障がいのある方の表現活動にスポットを当て、市内の商業施設や新潟市美術館において作品展示を行ったほか、聴覚に障がいのある方も一緒に楽しめるよう、手話で狂言を演じる手話狂言を開催するなど、障がいのある方の文化活動を支援いたしました。スポーツの分野では、スポーツ振興課において、新潟県障がい者スポーツ大会の開催や、スポーツ教育を実施したほか、東京2020パラリンピック競技大会などの大会参加者へ激励金を支給し、障がい者のスポーツ活動や社会参加机会の確保に向けた取り組みを行いました。また、生涯学習センターでは、新潟市民大学の講座などを通じまして、市民の生活スタイルに応じた多様な学習機会を提供し、障がいの有無にかかわらず、市民の主体的な学習活動を推進いたしました。

続きまして11ページ、点字資料では45ページの下段をご覧ください。「(7) 情報提供・意思疎通支援の充実」では、手話通訳者や要約筆記者の派遣、養成講習会を開催したほか、障がい者ITサポートセンター事業といたしまして、障がい者向けのIT機器に関する相

談・訪問サポートなどを実施し、障がいのある方の情報取得や機器の利用を支援いたしました。また、広報課におきましては、市長記者会見での手話通訳者の配置や点字・音声版での市報にいがたの発行、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたホームページの運用など、障がいのある方への適切な市政情報の提供に取り組んだところでございます。

続きまして12ページ、点字資料では52ページの下段をご覧ください。「(8) 災害時支援体制の整備」では、国や県からの通知の事業所への情報提供や、災害時情報共有システムの適切な運用に努めるとともに、基幹相談支援センターと災害時の対応について情報交換するなど、災害時における支援体制の強化を図りました。また、防災関係課におきましては、障がいのある人など自立避難が難しく、特に支援を必要とする人の避難支援体制づくりを目的といたしました、避難行動要支援者制度の周知を図るとともに、要支援者名簿を地域の支援者と共有し、災害時の共助の仕組みづくりに取り組んだほか、避難情報等の災害関連情報の適切な提供に努めました。

続きまして14ページ、点字資料では59ページをご覧ください。ここからは「2 保健・医療・福祉の充実」の項目でございます。

「(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援」では、基幹相談支援センターに配置する障がい児支援コーディネーターにより、障がい児に係る相談支援を実施するとともに、こども家庭課におきまして、療育教室や医師による発達相談会を全区で実施したほか、乳幼児健康審査などを活用して、障がいの早期の気づきや支援につなげました。また、児童発達支援センターころんを中核といたしまして、巡回支援や保育所等訪問支援事業の実施により、早期療育の充実に取り組みました。

続きまして15ページ、点字資料では63ページ下段をご覧ください。「(2) 医療・リハビリテーションの充実」では、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き重度障がい者医療費助成や自立支援医療などの各種医療費助成を実施したほか、保健所健康増進課におきまして、口腔保健福祉センターを中心に、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者に対する特別診療や、障がい福祉サービス等事業所を対象とした口腔検診等を実施いたしました。また、社会適応訓練や生活訓練、補装具装着訓練などの各種訓練事業の実施により、障がいのある方の日常生活の質の向上と社会生活を促進いたしました。

続きまして16ページ、点字資料では69ページ下段をご覧ください。「(3) 精神保健と医療施策の推進」では、こころの健康センターにおける、精神障がい者やその家族などの相談への対応や、自殺対策として、関係機関と連携し、自殺未遂者本人やその家族などに対して、電話・訪問等により支援を行いました。また17ページ、点字資料では74ページになりますが、県と共同で運営しております精神科救急情報センターや精神医療相談窓口による相談のほか、医療機関の連携体制構築を図るセミナーの開催により、精神科救急医療体制の強化に取り組みました。

続きまして18ページ、点字資料では77ページ中ほどをご覧ください。「(4) 難病に対する保健・医療施策の推進」では、保健所保健管理課におきまして、難病患者に対し、特定医療費助成を行うとともに、新潟県新潟市難病相談支援センターにおける相談支援のほか、難病患者等在宅人工呼吸器装着者の避難訓練を実施し、難病患者やそのご家族が、住み慣れた地域で安心して療養をしながら生活できるよう、地域における難病患者の支援体制構築に取り組みました。

続きまして 19 ページ、点字資料では 81 ページをご覧ください。ここからは「3 療育・教育の充実」の項目でございます。

「(1) 就学前教育の充実」では、身近な場所で療育が受けられるよう、全区で療育教室を実施したほか、次の 20 ページ、点字資料では 85 ページの下段になりますが、市内保育所等への発達支援コーディネーターの配置、研修による資質の向上に努めるとともに、個別の配慮を行いながら、障がいのある子どもを受け入れました。

次の「(2) 学校教育の充実」では、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めるため、小中学校の特別支援学級を整備するとともに、次の 21 ページ、点字資料では 92 ページ下段になりますが、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、1人1人の特性やニーズに応じた支援を行いました。また、福祉読本を活用し、障がいのある方や高齢者について学ぶことで、子どもたちの障がいに対する理解を促進するとともに、総合教育センター等関係機関で連携し、特別支援教育に関する研修を行い、教職員の理解促進や指導力向上に努め、特別支援教育を推進いたしました。

続きまして 22 ページ、点字資料では 100 ページをご覧ください。ここからは「4 雇用促進と就労支援の項目」です。

「(1) 雇用促進と一般就労の支援」では、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」におきまして、1人1人の障がい特性に応じた、相談から定着までの一貫した伴走型支援を、関係機関と連携して実施いたしました。また、障がい者雇用を行う企業などを紹介いたします『障がい者雇用にいがた企業探訪』を発行し、障がい者雇用の啓発を行ったほか、次の 23 ページ、点字資料では 105 ページになりますが、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」と連携したセミナーなどを実施し、障がい者雇用を推進いたしました。加えまして、本市の特性でございます農業を活かしまして、「新潟市めぐりサポートセンター」による農家と障がい者のマッチングや、セミナーの開催による課題解決など、農福連携に向けた取り組みを引き続き行いました。

「(2) 福祉施設等への就労の支援」では、障がい者が就労や生産活動などを通じて自立した生活を送るための支援といたしまして、就労継続支援給付費等の支給を引き続き行うとともに、授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」を活用し、障がい者の就労や障がいへの理解促進を図りました。

続きまして 25 ページ、点字資料では 113 ページをご覧ください。ここからは「5 生活環境の整備」の項目です。

「(1) 住宅環境の整備」では、住環境政策課の取り組みとして、市営住宅におけるユニバーサルデザインに配慮した整備や、空き家を障がい者グループホームとして利用する際の改修費用の一部を補助するとともに、住宅確保に配慮が必要な方向けの賃貸住宅登録制度の周知を行い、障がいのある方の住居確保を支援いたしました。

続きまして 26 ページ、点字資料では 116 ページをご覧ください。「(2) 安心・安全なまちづくりの推進」では、新潟県バリアフリーまちづくり事業の一環として、視覚障がい者等を補助する信号機を整備したほか、歩道段差の解消を図りました。また、都市交通政策課におきまして、区バスへのノンステップバス車両の導入やバリアレス縁石の設置を進めるとともに、体験乗車会などの広報活動を行い、交通機関等におけるバリアフリー化を普及・促進いたしました。

次の「(3) 緊急時支援体制の整備」では、あんしん連絡システム事業として、1人暮らしの重度身体障がい者の家庭に緊急通報装置を設置し、24時間体制で緊急時の支援を行ったほか、消防局におきましては、火災や救急時に、聴覚に障がいがある方なども安心して119番通報が行えるように、ファックスによる緊急通報や、スマートフォンを活用したNET119緊急通報システムの運用、周知を行いました。

続きまして27ページ、点字資料では121ページをご覧ください。「(4) 防犯・消費者トラブルの防止」では、主に市民生活課や福祉総務課の取り組みといたしまして、障がい等で判断能力に不安のある方が、犯罪や消費者トラブルの被害に遭わないよう、市政さわやかトーク宅配便などを活用した講習を実施したほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業により、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理などの支援を行いました。

続きまして28ページ、点字資料では126ページをご覧ください。ここからは「6 障がいを理由とした差別の解消および権利擁護の推進」に関する項目でございます。

「(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進」では、共生社会の実現に向けまして、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に関する研修会や、イベント等での周知啓発を行い、市民の認知度向上に取り組むとともに、差別相談に対応いたしました。

「(2) 権利擁護の推進」では、基幹相談支援センターにおける権利擁護に関する支援や、障がい者虐待防止センターにおきまして、虐待相談への対応や調査などを実施し、当事者およびその家族を支援いたしました。また、成年後見制度の適切な利用の促進を行うなど、障がい者の意思決定の支援に配慮するとともに、自立や社会参加の実現のため必要とする障がい福祉サービスについて、適切な支給決定に努めました。

続きまして29ページ、点字資料では133ページをご覧ください。「(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及」では、さまざまなイベントや市報にいがた、市政情報番組等を通じて、「共生のまちづくり条例」の周知に努めるとともに、共生社会づくりに興味のある企業等をつなぐネットワーク、「ともに Entrance」の取り組みといたしまして、専門学校と協働して作成いたしました障がい者アートを活用したポスターやステッカーを加入企業で掲示したほか、各企業の取り組みを紹介する広報紙「ともに通信」を発行するなど、障がいのある人への理解を深めるため、官民協働で取り組みを推進いたしました。

続きまして30ページ、点字資料では138ページ中ほどをご覧ください。「(4) 福祉教育の推進」です。小中学校において、特別支援学級や特別支援学校に通う児童・生徒への交流および共同学習の機会を設けたほか、総合学習として障がいのある方からの講話や車いす体験などを取り入れ、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育みました。

続きまして31ページ、点字資料では142ページ中ほどをご覧ください。「(5) ボランティア活動の支援・推進」では、手話通訳者・要約筆記者などを養成するための講習会や、各種ボランティア講座を実施し、障がい者の地域生活を支えるボランティア人材の養成に引き続き取り組みました。

最後に、32ページ、点字資料では145ページをご覧ください。「7 行政等における配慮の充実」の項目です。

「(1) 選挙等における配慮等」では、選挙管理委員会の取り組みといたしまして、視覚

障がい者等に対する選挙広報の点字・音声版での提供や、施設等へ入所・入院している人が利用できる不在者投票制度につきまして、ホームページ等でわかりやすく周知するなど、障がいのある方の投票機会の確保に努めるとともに、投票所における障がい者や高齢者等への配慮についてまとめたマニュアルを作成し、職員の接遇力向上に取り組みました。

次に「(2) 行政機関等における配慮および障がい者理解の促進等」では、人事課におきまして、市の事務・事業の実施や窓口対応等における障がいのある方への配慮について、職位別の職員研修を実施したほか、市の内部では、障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者の相談窓口といたしまして、「障害者職業生活相談員」を選任し、相談対応や関係者間での情報共有を行い、障がいのある職員が働きやすい職場環境となるよう取り組みをしたところでございます。

第4次障がい者計画を踏まえました、令和3年度の取り組みについての説明は以上となりますが、この計画は、取り組みの基本的方向性を定めたものでございまして、数値目標などを定めたものではございませんが、今ほどご説明いたしましたとおり、本市ではこの方向性に沿って、障がい福祉課だけでなく、市役所各所属におきまして取り組みを進めております。おおむね計画どおり実施できているものと考えておりますが、取り組みが不足している部分や、さらに取り組みを強化していける部分など、委員の皆様のご意見を頂戴しながら検討を行い、当審議会でのご意見や取り組み事例を全庁的に共有することで、今後も庁内横断的に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の数値目標達成状況についてご説明いたします。

こちらは令和3年度から令和5年度までの3カ年計画となっており、令和3年度は計画の初年度となります。第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、全部で19の成果目標が設定されております。1つ目が、福祉施設の入所者の地域生活への移行で、地域生活移行者数および施設入所者数に係る指標を設定しております。地域生活移行者につきましては、令和元年度末の施設入所者数610人を基準といたしまして、令和5年度までに27人、1年あたり9人を地域生活に移行させることを目標としておりますが、(2)実績として、令和3年度の移行者数は11人となっており、目標数値を若干上回っている状況でございます。一方、施設入所者数については、令和元年度末の610人から、令和5年度末までに639人に増加させる目標設定をしております。令和3年度実績といたしましては604人となっております。

ここで、施設入所者数の目標達成に向けました現在の取り組み状況について、本日お配りいたしました資料にてご報告させていただきます。【参考資料1】新潟市における障害者支援施設の整備についてをご覧ください。初めに、本市の入所待機者の状況についてでございますが、最も待機者の少なかった平成28年度の140人から、徐々に増加傾向となっており、特に知的障がい者の増加が顕著でございますが、令和3年度末では175名が待機している状況でございます。このうち、早期に施設入所が必要な方は、およそ70名いらっしゃいます。国の基本方針では、施設入所者の地域移行を進めることが示されている中で、本市におきましては、本市の待機者の状況、それから人口比に対する入所定員数の少なさといったところから、新潟県との協議の中で、今次の計画におきまして、639人という増加目標を設定することができたところであります。

こうした状況を踏まえまして、点字資料では3ページ中ほどの「3. 令和4年度の動き」ですが、この5月から6月にかけて、現在市内で障がい者支援施設を運営している法人の皆様と、入所定員を増やす方法などについて意見交換をさせていただくとともに、令和5年度の国の施策・予算に対する要望といたしまして、障がい者支援施設の整備にかかる財政的な支援について、中原市長が厚生労働省を訪問し、要望活動を行いました。提出いたしました要望書の内容につきましては、資料の裏面、点字資料では5ページ以降のとおりとなっておりますので、お時間があるときにご覧いただければと思います。現在でございますが、意見交換などを踏まえまして、新潟市における障がい者支援施設の整備方針について、県や庁内関係課と調整を行っており、実際に施設の整備・運営をお願いする事業所の選定に向け、検討を進めているところです。引き続き国や県、事業所等と調整をしながら、入所待機者の解消に取り組んでまいります。

それでは資料2に戻りまして、続いて3ページ、点字資料では4ページ下段をご覧ください。「2 福祉施設等から一般就労への移行等」といたしまして、3ページから8ページ、点字資料では4ページから15ページまでになりますが、障がい者の就労に関する成果目標となっております。初めに、「①福祉施設から一般就労への移行」ですが、こちらは令和5年度の一般就労移行者を160人以上とすることを目標とするもので、第5期計画の目標値であります154人の1.04倍以上にするという考え方で設定しております。(2)実績といたしまして、令和3年度の一般就労移行者数は152人となっており、前年度とほぼ同じ水準で推移しております。

続きまして4ページ、点字資料では6ページをご覧ください。「②就労移行支援事業から一般就労への移行」です。こちらは令和元年度の実績を基に、令和5年度における就労移行支援事業からの一般就労移行者数を99人以上とするという目標を設定しております。

(2)実績といたしましては、令和3年度の一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業からの一般就労移行者数は105人となっており、現時点では目標値を上回る状況となりました。

続きまして5ページ、点字資料では8ページをご覧ください。「③就労継続支援A型事業から一般就労への移行」です。令和元年度の実績を基に、令和5年度における就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数を22人以上とするという目標に対し、(2)実績といたしまして、令和3年度は19人が就労継続支援A型事業から一般就労いたしました。現時点では目標値を下回っておりますが、前年度比では増加する結果となっております。

続きまして、点字資料では10ページをご覧ください。「④就労継続支援B型事業から一般就労への移行」です。こちらは令和元年度の実績を基に、令和5年度における就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数を24人以上とするという目標を設定しております。(2)実績といたしましては、令和3年度は、19人が就労継続支援B型事業から一般就労しており、前年度とほぼ同じ水準で推移しております。

続きまして7ページ、点字資料では12ページをご覧ください。「⑤一般就労移行者の就労定着支援利用率」です。令和5年度の一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用するという目標としております。(2)実績といたしましては、令和3年度の一般就労移行者数152人のうち、就労定着支援事業を利用した人は94人で、利用率は61.8%となっております。前年度比では増加いたしました。現時点では目標を下回る結

果となりました。利用者数は増加傾向にございますが、より多くの方から利用していただけるように、引き続きサービスの周知に力を入れてまいります。

続きまして8ページ、点字資料では14ページをご覧ください。「⑥就労定着支援事業による就労定着率」です。こちらは、令和5年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所数を全体の7割以上とすることを目標としております。(2)実績といたしまして、令和3年度の就労定着支援事業所数は14カ所ございまして、このうち就労定着率が8割以上となった事業所は13カ所でした。率といたしましては93%で9割を超えており、現時点では目標を上回る状況となっております。目標達成に向け、就労定着支援事業を実施していない就労移行支援事業所などへも呼びかけを行い、利用者のニーズに応じた事業所の確保に引き続き取り組んでまいります。

以上が、障がい者の就労に関する成果目標およびそれに対する実績でございます。今後も、障がいのある方が適性に合った職業で長く安心して働けるよう、就労移行支援事業などの利用促進を図るとともに、就労定着支援事業を行う事業所の確保、障がい者就業支援センター「こあサポート」による就職のマッチング、定着支援などの伴走型支援に取り組んでまいります。また、企業に対しましては、セミナー等の開催や、『にいがた企業探訪』の作成、配布などにより、障がい者雇用に取り組む企業をPRするとともに、障がいのある方の就労能力や合理的配慮について正しい理解の促進を図り、障がいのある方の一般就労を推進してまいります。

続きまして9ページ、点字資料では16ページをご覧ください。「3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。

初めに「①精神病床における早期退院率」です。こちらは令和5年度における精神病床入院者の退院率につきまして、3カ月時点で69%以上、6カ月時点で86%以上、1年時点で92%以上とするという目標を立てております。(2)実績といたしましては、令和3年度は3カ月時点で63%、6カ月時点で86%、1年時点で93%となっており、おおむね目標値と同水準となっております。

続きまして9ページ下段の「②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組みの推進」です。点字資料では17ページ下段をご覧ください。精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者家族、医療・保健・福祉等で包括的な支援について協議を行う「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」につきまして、年2回の開催および当事者団体との共同事業を2事業実施するという目標に対し、(2)実績といたしましては、令和3年度はいずれも目標どおりの実施状況となっております。精神科病院に入院中の方も含め、精神障がいのある方が安心して地域生活を送ることができるよう、住まいの支援や居場所の確保、情報発信など、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを、今後も推進してまいります。

続きまして10ページ、点字資料では19ページの下段をご覧ください。「4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」です。この目標は、令和5年度末までに、地域生活支援拠点等に求められる5つの機能をすべて整備している状態にあること、および年1回以上運用状況の検証・検討を実施するというものでございます。本市では、平成30年度に地域生活支援拠点等を整備いたしました。現在、国が示します5つの機能を全市的に展開している状況となっておりますが、引き続き各区自立支援協議会における協議や拠点事業所連

絡会議の開催により、実施状況の確認や課題の共有を行い、一層の機能充実を図ってまいります。

続きまして 11 ページ、点字資料では 22 ページをご覧ください。「5 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備」といたしまして、「①児童発達支援センターの設置数」から 13 ページ、点字資料では 29 ページの「⑤教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率」まで、障がい児の支援体制に関する成果目標となっております。

初めに、「①児童発達支援センターの設置数」ですが、令和 5 年度末時点で児童発達支援センターが少なくとも 1 カ所以上あることを目標とするものでございますが、本市ではすでに福祉型・医療型でそれぞれ 1 カ所ずつ設置されておりまして、目標を達成している状態ではございます。本市の中核的な療育支援機関でございます「新潟市児童発達支援センターこころん」におきまして、引き続き療育支援や発達相談、地域支援などの体制強化に取り組んでまいります。

次に、下段、点字資料では 23 ページ下段の「②保育所等訪問支援の利用体制」についてでございます。こちらは、保育所等のさまざまな育ちの場で、障がいのある子どもにより質の高い専門的支援を提供する保育所等訪問支援サービスの提供事業所を、令和 5 年度末までに 1 カ所以上確保することを目標としているものでございます。本市では、令和 3 年度時点で 3 カ所の事業所でサービスを提供しておりますが、今後も「新潟市児童発達支援センターこころん」と協力しながら、ニーズに応じたサービスを提供できるよう、提供体制の充実、訪問先の理解促進に努めてまいります。

続きまして 12 ページ、点字資料では 25 ページをご覧ください。「③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保」です。令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課等デイサービス事業所が 1 カ所以上ある状態とするという目標に対しまして、令和 3 年度末時点で児童発達支援事業所が 4 カ所、放課後等デイサービス事業所が 7 カ所となっており、目標は達成しておりますが、定員の空きが少ないため、今後も必要な定員数の確保に取り組んでまいります。

続きまして、点字資料では 27 ページの「④医療的ケア児に対する支援」です。令和 5 年度末までに保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が、医療的ケア児への適切な支援について連携を図るための協議の場の設置、および医療的ケア児等コーディネーターを配置するという目標を定めているものでございますが、本市では自立支援協議会の相談支援連絡会療育等支援班におきまして、医療的ケア児の支援につきまして協議を行っているとともに、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した相談員 3 名を基幹相談支援センターに配置し支援を行っており、目標を達成しておりますが、引き続き関係機関の連携、支援体制の充実に取り組んでまいります。

続きまして 13 ページ、点字資料では 29 ページをご覧ください。「⑤教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率」についてでございます。こちらは令和 5 年度末時点の幼稚園・保育園等への発達支援コーディネーターの配置率を、令和元年度の 79.7%から増加させることを目標としておりますが、(2)実績といたしまして、令和 3 年度末時点の配置率は 88.8%で、目標を達成する水準となっております。引き続き発達支援コーディネーター養成研修の実施などにより、療育支援体制の強化に取り組んでまいります。

続きまして 14 ページ、点字資料では 30 ページの中ほどをご覧ください。「6 障がい

や障がいのある人への理解の促進」の項目です。

初めに、「①新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」についてでございますが、令和5年度の当条例の認知度を35%以上とすることを目標として定めております。実績といたしましては、令和3年度におきましては、条例周知啓発イベントにおいて一般の市民の方を対象に実施した認知度調査の結果、認知度は44%で、目標を達成する水準となりましたが、若年層の認知度が低かったことから、引き続き福祉教育の促進や、障がい者アートを活用した「ともにプロジェクト」の取り組みを推進するとともに、大学生を対象としたワークショップを開催し、効果的な周知方法等について検討するなど、認知度向上に取り組んでまいります。

続きまして下段、点字資料におきましては32ページの下段をご覧ください。「②学校等を通して、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」でございます。こちらは、小中学校等において障がいのある人とない人の交流を通して、当条例の周知に取り組むもので、年16回以上を目標として定めておりますが、(2)実績といたしまして、令和3年度は、障がいのある方を招いた福祉教育など、計24回実施し、子どもたちの障がいへの理解を深めました。先ほども説明いたしましたとおり、若年層の条例認知度が課題となっていることから、小中学校における障がいのある人との交流や、福祉読本を活用した福祉教育の推進など、教育委員会とも連携しながら周知・啓発に努めてまいります。

続きまして15ページ、点字資料では34ページをご覧ください。「7 相談支援体制の充実・強化等」についてでございます。こちらは令和5年度末時点において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制を充実・強化する体制を整備することを目標とするもので、本市におきましては基幹相談支援センターにおきまして、専門性の高い総合的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者等関係機関への専門的な指導・助言、各種会議への参加等による連携強化など、地域の支援力向上、重層的な相談支援体制の構築に取り組んでおります。

最後に下段、点字資料では36ページの「8 障がい福祉サービス等の質の向上」についてでございます。こちらは令和5年度末時点における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み体制の構築を目標としているもので、令和3年度におきましては、都道府県等が実施する各種研修に本市職員が参加し、関係法令や障がい者支援に対する理解を深め、資質向上に努めるとともに、強度行動障がい者支援に係る研修等の実施により、障がい福祉サービスの事業所支援力向上に取り組みました。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の数値目標達成状況については、以上でございます。

続けてでございますが、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の、サービス見込み量に対する実績について説明をいたしますので、資料3をご覧ください。第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、先ほどご説明いたしました成果目標のほか、80項目の各種サービスなどについて、サービス提供の見込み量を年度ごとに設定しております。表の中をご覧くださいたいのは、「達成状況に応じて1から5の数字を入力」という箇所、中ほどになりますけれども、その箇所でございます。点字資料では、「達成状況」の箇所でございます。ここは、設定した見込み量に対して、令和3年度実績としてどの程

度達成できたかを、5段階評価で表したものでございまして、5は100%以上の達成率、4は80から100%未満の達成率、3は60から80%未満の達成率、2は60%未満の達成率、1はその他として特殊な状況であるものを示してございます。

80項目のうち、達成状況で5のサービスは43項目、達成状況4のサービスは26項目で、全体で9割近くのサービスにつきまして、設定した見込み量をおおむね提供できているという状況でございます。サービスごとの具体的な実績につきましては、資料をご覧いただきたいと思いますと思いますが、設定した見込み量に対して不十分となっております残りの1割のうち、主なサービスの状況についてご説明をいたします。

1ページ、点字資料では2ページの上から5つの事業は、訪問系サービスでございますが、そのうち、点字資料では5ページになります、「行動援護」、それから「重度障がい者等包括支援」につきましては、達成状況がやや低くなっております。これらは、ヘルパー人材の確保や、業者のニーズに応じた事業所の確保が課題となっております。「行動援護」につきましては、新型コロナウイルスの影響もありまして、前年度と比較した利用人数・利用時間が減少しております。

なお、「重度障がい者等包括支援」につきましては、実施している事業所がない状況ではありますが、ほかのサービスを組み合わせて対応していることから、達成状況を「1 その他」としております。

続きまして2ページの下から2段目、点字資料では17ページの「地域移行支援」、および4ページの真ん中、点字資料では32ページの中ほどの、「精神障がい者の地域移行支援」についてでございますが、こちらは、入所施設や精神科病院から退所・退院し、地域移行するために必要な住居の確保や計画の作成、活動に関する相談支援を行うサービスでございますが、令和3年度は未達成となっております。施設入所者や長期入院精神障がい者の地域移行につきましては、引き続き移行後の地域の支援体制の充実に努めるとともに、地域移行支援の提供事業所が限られていることから、ニーズに応じたサービス提供ができるよう、事業所への働きかけや、基幹相談支援センターによる相談支援専門員向けの研修の実施等により、不足している相談事業所の拡充に努めてまいります。

続きまして4ページの1番下、点字資料では38ページをご覧ください。「障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員参加」については、先ほど資料2のところでもご説明いたしました、「障がい福祉サービス等の質の向上」の項目と関連しておりますが、適切な障がい福祉サービスの提供のため、関係法令の理解や障がい者支援の資質向上に係る研修への本市職員の参加人数を、見込み量として定めているものでございます。実績といたしましては、令和3年度は、一部研修におきまして、開催形式の変更等により計画値を下回っておりますが、引き続き県が実施する研修等に積極的に参加するとともに、今年度におきましては、新たな取り組みといたしまして、障がい福祉分野の新任職員を対象とした内部研修を実施してございまして、障がい福祉にかかわる職員の資質向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、5ページの真ん中、点字資料では44ページをご覧ください。「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」では、意思疎通支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能等に障がいがある方に対し、手話通訳者および要約筆記者を派遣するものですが、達成状況が3で見込み量を下回り、令和2年度比でも減少しております。新型コロナウイルス感染拡大の

影響による外出控えや、イベント等の開催中止が主な原因と考えられますが、引き続き意思疎通支援を必要とする方に手話通訳者・要約筆記者を派遣するとともに、意思疎通支援者養成研修の実施により、人材の確保、技術の向上に取り組んでまいります。

以上、達成状況の低いもののうち、主なものについてご説明させていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響や、物価高騰などによる社会環境の変化、それから社会保障関係経費の増加、福祉人材の不足など、障がい福祉分野におきます課題はさまざまですが、第4次障がい者計画、そして第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づきまして、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、国や県、事業所などの関係機関と連携しながら、今後も引き続き取り組みを進めてまいります。説明は以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。大変たくさんの量で、一通り説明いただいて、非常に大変だったと思います。

ただいま事務局より、障がい者計画の達成状況と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の数値目標について説明がありました。皆さんのほうで何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。はい、栗川委員。マイクを今お持ちします。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。丁寧な説明ありがとうございました。点字資料のページ数読みやらも含めて、大変わかりやすく、資料を見ながら説明を聞くことができました。ほんとによかったと思いますし、点字資料のクオリティも毎回どんどん向上してまして、非常によかったと思います。読みやすかったです。

また、障がい者の問題は、別に障がい者という特別な人に対して特別なサービスをやることではなく、市民の中にさまざまな人がいて、その中こう身体やいろんなところの特徴がある人が市民の中にいる。そういう多様な市民に対してのサービスをやっていくという観点で言うと、障がい福祉課だけじゃなくて、もう全市と言いますか、ありとあらゆるところに障がい者の課題はあると思うので、そういう点では今回の資料の中に、障がい福祉課以外のさまざまな課の取り組みが、障がい福祉課が中心にはなっていないと思うんですけども、一緒にこういろんなところで書いてあったので、そういうことはもうどんどんさらに広めていただければいいなというふうに思いました。

その辺感想なんですけど、質問がいくつか、7つぐらいあるので、ちょっと長くなっちゃうかもしれませんが、お願いします。まず、ちょっとどこなのかわからないんですが、(2)の在宅サービスの充実というところなんですけど、ちょっとページが僕のほうは言えなくて申し訳ないんですが、「居宅サービスをはじめとするサービスの向上に努めました」というのがあるんですね。で、「右肩上がりが増えていく」という表現があって、「限られる財源の有効活用が必要となっております」という表現があります。ここはどういう意味で書かれてるのかなというのを質問したいですね。財源が限られている中で、サービスが右肩上がりが増えていくということは、ある意味ではニーズが非常に高いことで、どんどん利用したい人がいて、あるいはいい制度であったりして使いやすかったりして、

ニーズもあるし制度も使いやすいからどんどん利用者が増えてるという状況かなと思うんですけども、そこに対して財政の問題がここに入ってくると、ちょっと警戒心を持って読むと、利用抑制されちゃうのかなみたいなことが、過去のトラウマじゃないですけど、支援費のときとか、利用がガーンと増えると今度利用抑制みたいなことが財政の論理で出てきちゃうので、ここのニュアンスというか、意味をちょっと教えていただきたいのが1つです。

それから2番目ですけれども、スポーツのところです。パラリンピックとかのことが書いてあるところなんですけども、ここで、平成26年度からパラリンピックの国の担当が文部科学省になったみたいな表現があるところで、新潟市の場合はここに関しては、文科省だと教育委員会になるのかなと思いますし、こう見てるとスポーツ振興課というところになっているみたいですが、この担当がどうなってるのかというのが、ちょっとここは教えていただきたいというのが2点目です。

それから次、3点目ですね。障がい者のITサービスのところですけれども、ITサポートセンターのところで、ちょっとこれ言葉なんですけど、「階層型支援モデル」というのが何度か出てくるんですけど、ちょっとこれ意味がわからない、よくわからないので教えていただきたいのが3点目です。

それか4点目なんですけど、何カ所かに分かれて、手話通訳者とか要約筆記者の養成のことは触れられていて、市のほうが一生懸命取り組まれてるというのがわかるんですが、障がい者に対する情報保障という観点で言うと、視覚障がい者に関しては、やっぱり点訳とか音訳とか、最近だとテキスト化とかいろいろそういう事柄があって、市報にいがたや各区報にしても、あるいは選挙広報等にしても、点字版・音声版が出てるということは大事な取り組み、情報保障というか、権利保障としては大事な取り組みだと思うんですが、実はこの間、私たちの視覚障害者福祉協会の中での議論でもそうなんですけども、音訳者・点訳者がもう非常に高齢化していて、講習会をやっても全然新しい参加者が来なくて、このまま行くと音訳・点訳をやる人がいなくなりますよという、そういう話がありまして、ここに関しては、1つはボランティアに依存してずっとやってきてしまったというところの中で、今までボランティアをやっていた、子育てが終わった30代、40代の主婦層みたいな方々が、ボランティアではなくて、やっぱり経済的な状況もあってパートタイムの仕事に行くとか、さまざまな要素が考えられるんですけども、とにかく音訳者・点訳者がいなくなりそうだというか、どんどん高齢化して、今やってる人が引退すると、あとやる人がいないという状況があるので、この辺に対して何らかのてこ入れなりをしていかないとなどは思ってるので、その辺市のほうとしてはどうお考えかということです。

次、5番目です。大きい項目の、「障がいの予防」という項目があるところがあるんですけど、保健・医療のところですかね。これもちょっと「障がいの予防」という言葉自体に関しては、やっぱりちょっとトラウマ的にありまして、障がいの予防とか言われちゃうと、優生保護法とか優生思想とかで、障がい者はいちゃいけないのかみたいな話になって、障がい者、不幸な人の生まれない県づくり運動みたいなのが昔ありましたけど、そういう形で障がい者が生まれないほうがいい、いないほうがいいみたいなことになりかねないというか、下手すると傾く言葉として「障がいの予防」というのがあって。でも本文を読むと、その手のことはほぼ書いてないんですね、ここの項目の中には。実際にさまざまな課題を持つ

てる人に対して対応しますということが保健・医療分野でも書かれているので、ここの「障がいの予防」という表記はどんなものなのかなというところを疑問に思ったということです。

それから6番目ですけれども、市の条例の認知度を高める取り組みということが、さっきの数値目標も含めていろんなところで言っていて、なかなか若者も含めてこの条例の認知度が上がらないという課題。これはほんと大きな課題で、障がいを持つて人間にとって、生きやすい社会の最大のものはやっぱり人だと思うんですね。それは特別な誰か、専門家がいるという状況ではなくて、それはそれで、専門家は専門家で頑張っでどんどんやってもらえればいいと思うんですけど、一般の市民のちょっとした対応といいますか、そういうことに傷ついたり、苦しんだり、壁を感じたりということが日常にあって、そういう点では、教育を含めたさまざまなところの課題というのがやっぱりすごく大きくて、そういう点では、障がいのある人のない人も共に生きるという理念の下でのこの条例というのはすごくいい内容で、大事なことだし、周知をしていかなきゃいけないということは、ここで共有してることだと思うんですけども。そこで、皆さんにとりあえず着目してもらいたいという意味で、障がい者アートを使って注目してもらおうとか、そういうことを、「あ、何かあるな」みたいな感じで、とりあえずの入り口としては有効な面ももちろんあると思うんですけども、ただその中身としては、そこのアートを入り口として、単に条例がありますよということを知ってもらうとか、そういうことじゃなくて、その中身にどう入っていくかというところが大きい課題ですし、そこは人々の考え方とか態度とか、いろんなとこまで踏み込みながら、いわば変容を願っていると言いますか、そういうことにもなっていくので、その部分アートを使っての取り組み、それ自体は素晴らしいし、どんどんやっていけばいいと思うんですけども、それだけでは不十分というか、さらにその中身に踏み込むためにどうしたらいいかということは、ともに知恵を出していかなきゃいけないところだと思うので、その辺についての見解をお願いします。

最後7番目です。選挙のところです。ここに、選挙のために、視覚障がい者のための点字や音声の広報といますか、それが出されてるということがあって、それは本当に大事なことですし、投票所における点字による投票とかいろんなことがあるしということもいいと思うんですね。また市のほうの意識として、やっぱりその投票所における職員等の対応が適切になされる必要があるので、マニュアルをつくってるということも、これも素晴らしいことだと思うんです。ただ、マニュアル自体が問題があるのか、マニュアルが徹底していないのか、そこはわからないんですけども、私自身の体験としても、それから私の知り合いの人たちからも、今年の県知事選挙やら衆議院選挙のときに、投票所でこんなひどい目に遭ったみたいな話がいろいろあるので、ちょっと紹介させていただいて、今後の改善に向けていけたらいいなと思います。ちょっとパソコン切り替えるので、少し待ってください。

これは私の体験なんですけど、まず投票所に行って、いろいろ書類を、これ期日前投票だったんですけども、行きましたら、書類をいろいろ書かなきゃいけないんですけども、私は連れ合いと一緒に行って、まず書類の代筆をしなきゃいけないんですけども、「代筆ってしていいのかな」ってまず受付の人に言われて、ちょっと僕も彼女もこう固まっちゃいまして。で、奥の人、向こうから「大丈夫です、してもらって大丈夫です」みたいな

が聞こえて、ほかの書類の期日前投票の代筆はできたんですね。そのあとう受付の所へはがき持って行って、それを出しましたら、受付の別の方ですけども、「このお名前でもよかったですでしょうか」って言って、僕は白杖を持ってその人の前に立っているんですけど、僕に対して、このお名前でもよかったですでしょうかって言われて「はあ？」とか言うと、もう1回その人は「このお名前でもよかったですでしょうか」って、多分マニュアルに書いてあるとおりに繰り返すんですね。それで、「いや僕、それ言われても見えないので、わからないんですけど」みたいな感じで言って、初めてなんかこう対応が始まって、うちの連れ合いが見て、「大丈夫です」みたいな話になったというのが次にありまして。

それから次、僕は点字投票をしようとするんですけども、そのときに、今度また3人目で別の職員の方ですけど、僕に「もう投票する人は決まっていますか」と言うんですね。どういう意味かなと思ったんですけど、こちらがそこで「点字の候補者リスト見せてください」と言ったら、初めて点字の候補者リストみたいのを持ってきて、示してくれました。あれ、僕が決まってるって言ったら、多分点字のものは出てこなかったのかもしれないというふうに勘ぐってしまいました。

それから、私が点字で、その前に「点字器を持ってきましたか」って聞かれまして、これも別の人なんですけども、それで、自分のものを持ってこなきゃ駄目だったのかなみたいなことをちょっと不安になりまして、でも投票所には点字の投票の道具はありましたし、実際に投票してるときに、あとからうちの連れ合いから聞いたんだけど、その係員の方が後ろからずっとのぞいてたっていうんですね。などなどが、僕自身の体験としてありました。

あるいは、これも同じく、新潟市内の別の方から聞いた話ですけど、盲導犬を連れて行った女性の方なんですけど、その投票所に入っていったら、後ろのほうから「犬を連れて来たおばあさん、大丈夫ですか」って言って声をかけられて、その「犬を連れて来た」もそうだし、それから「おばあさん」って言われたことも、彼女にとっては非常にショックだったというか、傷ついたということがあって、そのあと中にこう段差があったらしいんですけど、後ろからまた大きい声で、「そこに階段ありますから気を付けてください」みたいな、「もっと右」とかいろいろ後ろから指図をされて、さらに傷ついたみたいなことがあったというようなお話も伺ってます。

今ちょっとこと細かに具体的に言いましたけれども、投票所という1つの場面でたまたま起こった事柄ではありますけど、日常の中の至るところにこういうがあるので、そういう点ではどこからどう手をつけていくかという問題はありますけれども、今回はちょうど選挙のところでもあったので、本当は選挙管理委員会とかに直接すぐ言えばいいのかもしれないんですけど、僕らは別に障がい者運動をやるために生きてるわけじゃなくて、ただ普通に静かに平和に、1人の市民として生きたいだけなので、こういう苦情を言うと、きっとまたあそこが始まって、もうすごいやりとりも含めると、いっぱい時間も労力も使わなきゃ駄目だな、嫌だなとか思って、そのまま言わずじまいになって、仲間とかにはちょっと愚痴を言うみたいところでやってるのもいけないのかもしれないんですけど、ほんとはもっとちゃんと訴えていかないと変わらないということかもしれないけど、でもそこもやっぱり、障がい当事者がそんなところに時間と労力と嫌な思い、下手するとセカンドレイプじゃないですけど、何か言うと逆に言い返されてまた傷つくみたいなことも起こり

かねないというか、体験的にはそういうことがあるものだから、やっぱり何かものを申し
ていくということに対して躊躇もあるので、なかなか言えないというのもありまして、今
日はこういう場は聞いてもらえる場だと思ったので、安心してしゃべってるってところ
がありますけれども。話がちょっと広がりすぎちゃいますので、ここでは絞って、マニ
ュアルがそもそもどうなってるのかなということとか、あるいはマニュアルが、多分選挙
事務なんかだと、職員の方々もさまざまな雇用の形態やいろいろあると思うので、そう
いういろいろな方々への周知徹底みたいなところとかも含めて、課題があるのではないか
なと思ったということです。すいません。長くなりました。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。7点ほど質問が出てます。1点目は、在宅サービスの
充実ですね。すいません、私点字のほうのページ押さえてなかったんですけど、私たちの
ほうのページですと6ページになっていますかね。その「居宅介護をはじめとする」と
いうところですかね。限られる財源の有効活用が必要となっているところの話がま
ず1点ありました。この辺りで、財源、今後利用抑制等につながる可能性がないかとい
うところについてのご質問が1点。もう1つは、スポーツ振興にかかわるところの担当が、
文部科学省になってるということであれば、本市においては教育委員会になるのかどう
かというところ。基本的にどこが具体的な対応してるのかがちょっとわかりにくいとい
うところのご質問1点。あともう1つは、ITサポートセンターの「階層型支援モデル」と
いう内容について、この辺りも具体的にどうなのかという点が1点。4点目ですね。手話通
訳、要約筆記の話等今出ていましたが、音訳者とか点訳者の高齢化が進んでいて、これか
なりボランティアの方々をお願いしてきた経緯というものがあって、その点について、な
かなか今後こうした一定の技術を持った方たちを、この先どのように人材として確保し
ていくのか、その点についての見通しもお聞きしたいということ。5点目ですね。ちょ
っと表現についてで、内容の話ではなかったんですが、「障がい予防」という用語が使わ
れていて、この用語の意味の予防という観点からすると、優生思想等につながる可
能性がある表現ではないかと。この辺りについての表現について、少し疑問があるとい
う点。6点目が、条例等の認知度を上げていくにあたって、障がい者アートを活用して
いると。入り口としては非常に意味のある活動だという点があるけれども、そこから
先の理解とか、障がい理解ですとか障がい者への態度といった問題に、これをど
のようにつなげていくのかというところが、非常に見えにくい部分があると。その
辺りについての具体的なビジョンにつながるところですかね。入り口のところでア
ートを強調されていて、そこから先のところが少し見えにくいところの話。7点
目はかなり具体的にお話があったのは、投票所の接遇マニュアルの内容ですね。この
辺りについて、マニュアルがつくられていることと、そのマニュアルの内容が、今
回実際に投票所に行かれた中で、若干その内容は一体どうなってるのか、もし
くは恐らくこの内容についての周知ですね。いわゆる投票所に、実際にそこで活
動されている方々を含め、この点についてどのように伝わってるのか、ちょっと
わかりにくいようなお話だったかと思います。7点について、そのような質問があ
ったというふうに私のほうでは解釈しておりますけども、栗川委員、よろしいで
しょうかね。

(栗川委員)

はい、ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。では、障がい福祉課のほうから何か今回の話について。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい。貴重なご意見ありがとうございます。私のほうから回答、満足な回答できるかどうかわかりませんが、とりあえず回答させていただきまして、またご意見頂ければと思っております。

まず1点目でございますが、在宅サービスの充実ということで、資料1の6ページのところに実績ということで、各種のサービスについて記載がございます。こちらのサービスについては、いわゆる障がい福祉給付のサービスということで、国・県からも給付が出ているサービスメニューに加えまして、地域生活支援事業ということで、それぞれの自治体のほうで行っている事業も、合わせて記入させていただいております。われわれの認識といたしましては、栗川委員からもお話しいただきましたとおり、居宅介護をはじめとする各種サービスについて、適切な供給と質の向上、ここは私ども肝だと考えておりまして、私の立場で言えば、確実に障がいのある方々に対して、障がい福祉サービスを提供していくということが私どもの、課長としての使命だと思っておりますので、そこについて、利用される方々の増加に充てられるということについては、きちんと対応していくということになります。もちろん、地域生活支援事業という部分についても、可能な限り対応していきたいところではございますが、やはり自治体における状況、それぞれ違っているところもございます。先ほど説明をした中で、例えばでございますが、日常生活用具の給付費について、今年度から人工内耳用電池を加えさせていただきましたけれども、どうしても市の予算の中で、実際、現在の障がい福祉を取り巻く状況の中で、例えばこの人工内耳について言えば、そういう障がいのある方々、児の方々に対して、やはりそこは手当というか支援をしていかなければいけないということで、今回それを加えたところでございますが、そのように、どうしてもすべてに対して対応ができないといった中で、限られた財源というふうな表現をさせていただいたところでございます。1点目は以上でございますが、会長どういたしましょうか、一通り全部説明させていただいたほうがよろしいでしょうか。

(有川会長)

栗川委員、そのような形でよろしいですか。じゃあお願いします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい。続きまして、2のスポーツの部分でございますが、資料の10ページのところになります。こちらのほうにつきましては、点字資料のほうがそこまで十分だったかどうかわかりませんが、関係する取り組み所属といたしましては、資料の上のところに取り組み所属を記入させていただいております。スポーツの部分につきましては、スポーツ振興課が

対応しているということで、ご承知いただければと思っております。

3点目の、11ページのITサポートのところについて、階層型支援モデルについては、後ほど担当係長のほうから答えさせていただきます。

4点目の情報保障のところ、こちらにつきましては、まさに貴重なご意見を頂いたと考えております。点訳・音訳の部分について、これまでボランティアの方々からご対応いただいていた中で、高齢化というふうなご指摘があったと思います。実は私ども、意思疎通支援の関係で、手話通訳、あるいは要約筆記の関係で、関係団体の方々と意見交換する機会もございました。同様に高齢化が進んでいるという中で、手話通訳者の確保というのが、これも課題になっております。どうしても通訳の関係においては資格を取る必要もありますので、その辺に対してどうやってやっていこうかという意見交換の中で、今入り口としてあります、手話の奉仕員の方々に働きかけをしていく中で、その方々からそのさらに上の資格を取ってもらうようなことができないかというふうなお話もございました。何よりもそういう、手話通訳についていえば、そういうところの意識を広げさせていくとか、広げていくというところが、やっぱり行政としての取り組みとして大切になってくるのではないかというふうに思っているところでございます。繰り返しになりますが、貴重な大切なご意見を頂いたと思っております。高齢化というところについては、これからはどうか、引き続き大きな課題として取り組みを考えていかなければいけないと思っているところでございます。

14ページのところに移りまして、「障がいの予防」という言葉でございますが、恐縮でございまして、この言葉が、中身についてはご理解いただいたということですがけれども、確かに「障がいの予防」という言葉が優生思想とつながってしまうのではないかというふうなご指摘もあるのかと思います。この今次の計画の策定の中でもそうですし、計画策定におきましては、国の計画、そこがある種、基になっているところがございまして、国の基本方針の中で、市の計画も項目立てされているところがあるのではないかとはい思いうすけれども、いま一度このところは確認をしながら、ただちょっと計画のほうは動いているところがありますので、どういう対応がとれるか、ちょっと今申し上げられませんが、そのところについてのご指摘はしっかり受け止めさせていただきたいと思っております。

6点目、条例の認知度のところにつきましては、ご指摘、これもほんとに貴重なご意見だと思っております。障がい者アートというの、1つの取り組みのツールとして、私ども考えて取り組んでいるところでございますが、栗川委員のご指摘のとおり、中身に入っていくというところですね。そういうところの課題というのは、もちろんあるところでございまして、実は、共生のまちづくり条例の関係では、また後ほどご説明させていただこうと思っておりますけれども、条例推進会議という会議が、共生条例に定められておりました、そのところにおいて、いかに条例の理念を広めていくか、理解促進を図っていくのか、啓発していくのかといったところで会議を設けておきまして、委員の皆様からご意見を頂いているところでございます。そのような機会等も利用しながら、委員のおっしゃったところについて、私どももその中身のところですね、理念のところをしっかり伝わっていきけるような方策に結びつけていきたいと思っております。

それから7のところについての、選挙管理委員会の取り組みの27ページのところも、そ

のようなご不快な思いをさせてしまったというところについては、十分反省しなければいけないところであります。選挙において、どうしても確実な執行をしなければいけないといった中で、マニュアルが作成されているのかとは思いますが、ただ、そのマニュアルがあったからマニュアルどおり、杓子定規で確認をするというのはどうかというのは、それは根本のところにある話だと思っております。先ほどからの委員のご指摘のところにあるのは、やはり共生社会の実現に向けて、行動だけではなくて、心の部分でしっかり押さえた上で行動に移していくというのが必要ではないかというところが、委員の基にあるのかなと思っておりますので、今ご指摘されたところは、確実に選挙管理委員会のほうにつなげまして、マニュアルの中でそこまでうたわれていたかどうかの確認もあるでしょうし、マニュアル自体にそういう不適切な部分があったかどうか、そこまでちょっと今わかりませんが、何よりもマニュアルを通じて、それを執行部として行う職員側の気持ちというんでしょうか、そういうところにしっかりと共生社会の理念を植えつけていけるように、これは別に選挙だけの話ではありませんけれども、そういうふうな心根でもって、障がい福祉課としても取り組んでいきたいと思っております。

もう1つ、3につきまして、引き続き説明させていただきます。

(事務局：長谷川就労支援係長)

はい。就労支援係の長谷川と申します。質問にありました、ITサポートセンターの階層型支援モデルの言葉の意味について、私のほうから補足させていただきます。まず、このITサポートセンターの事業でございますが、そもそも今、ICT機器が発達しておりまして、非常に便利な機械で、いろいろと社会の活動について有効に活用されているところでございます。ただその便利な機器の反面、障がいのある方においては、その障がいの特性ゆえにやはり思ったように使えない。やはりそういったところもあろうかと思えます。なかなか障がいの特性ゆえに使いにくい部分を、その特性に応じて補うというところを相談・支援するのがITサポート事業でございますが、もちろんそういった支援については、個々の個別の状況に対して対応するのが当然理想ではございます。ただ、学校や医療関係の場においては、ある程度症例とか障がいの程度、また学校においては学齢とか、そういった年齢・障がいの程度等に応じて、ある程度一定性の共通項があるかと思えます。そういった共通的なところを「階層」というところで、こういったカテゴリーについてはこのような対応がまず基本というようにところの標準形を定め、そういった症例が続くような分野においては、より幅広く効率的に対応できるような体制を支援するという意味で、そういったところにITサポートセンターも貢献するというところで取り組んでいるところでございます。そういった年齢的なところ、もしくは障がいの特性的なところ、そういったある程度のレベルで、階層というランクというか、範囲を設定できるものについては設定して、それに応じた対応をしていこうという意味で、「階層型支援」という言葉を使っております。つたない説明ではございますが、以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。栗川委員、今のご説明でいかがでしょうか。

(栗川委員)

大体。階層型支援について、ちょっと僕今の説明だけで理解できなかったんですけど、またあとで勉強させてもらいます。

(有川会長)

それでは、今7点ほどのご質問にお答えいただきましたが、ほかにございますでしょうか。はい、最上委員、お願いします。

(最上委員)

パーキンソン病友の会の最上と申します。2点あります。1つは、10ページ、スポーツ・文化活動の振興というところの、10ページの真ん中辺で、新潟県障害者スポーツ大会ということで、これ私どもの会員の方も参加したことあるんですが、ボッチャの関係なんですけどね。これはコロナの中でも、実際に開催されたということが1つあります。それで、市の障がい者のスポーツ大会というのは、ここに書かれてるように、運動会というのがあるんですが、その他どういう参加できるスポーツの競技があるか、その辺のところを教えてください。

それと福祉バス、その下のほうに書いてある福祉バスの件なんですけど、運行として市内ということでの使い方というか、利用の仕方というのを前々回ぐらいに伺ったことあるんですが、私どもは新潟県内の上越・中越・下越ということで活動しておりまして、今度胎内のほうで日帰り研修というのをやるんですけども、そういうところにこのバスが運行できないかどうかですね。市外ということで該当しないと思うんですが、来月25日の研修に、バスを新潟駅から胎内のホテルまで運行するんですが、そのときにもお金2万2,000円ぐらいかかるということなんですけど、そういうものがこの中の市外という扱いで運行ができないものなのかどうか。そういう利用の仕方が、私どものほうでは今後出てくるということを踏んでおりますので、その辺ご検討も含めての見解をお願いいたします。

(有川会長)

はい、今2点ほどご質問ございましたけれども、いかがでしょうか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

ありがとうございました。それでは、先に福祉バスのほうからお答えしてまいります。

(事務局：祝管理係長)

障がい福祉課管理係の祝と申します。今お問い合わせをいただいた福祉バスの件ですけども、福祉バスについては、空き状況にもよるんですけども、障がい者団体の方については、利用時間内に帰ってこられる場合には、市外でも今現在対応しておりますので、申請いただいた日にちで、空いていれば利用も可能かなと思いますので、また今日じゃなくてもいいんですけど、後日でもいいんですけど、お問い合わせいただければ確認させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

もう1点、スポーツ大会の話だったと思います。趣旨をしっかりと取りきれなかったら申し訳ございません。市でこれまで行っていた障がい者の大会につきましては、実はここ数年できておりません。関係団体の方々とのお会合の中で、何とか開催できないかということで模索しているところではあるんですけども、このところコロナの関係があるということで、中止に至っているところがございます。ということで、関係団体の方々と意見交換する中で、そういうふうなご判断をしていただいたところがございます。

(有川会長)

はい、よろしいでしょうか。

(最上委員)

加えて、種別というか、運動会だけじゃなくて、どういう競技と言いますか、参加できるものがあるのかどうかですね。それと、もう1つ加えてご説明願いたいんですが、10月9日にシティマラソンがありますけども、その中で、ユニバーサルランというのが今回追加になったということで、これも私どものリハビリの関係で情報を交換したときに、このユニバーサルランという種目を追加するのにだいぶ苦労したということをお聞きして、それでこちらの課と、それからスポーツのイベントの課が、縦型の運行でだいぶ、情報交換とか含めて大変だったのが、今回そういう実現するというので、私どもも期待してるんですが、その辺のところの苦労話とか、そういう進行の中でエピソードがあったら教えてほしいということと、今400名に対してどのぐらい参加される予定なのか、その辺も伺いたいと思います。以上です。

(有川会長)

はい、この件につきまして。

(事務局：大島障がい福祉課長)

はい。ご意見ありがとうございます。大変申し訳ございません。このスポーツの関係につきましては、所管をしているのがスポーツ振興課でございますので、今お話しいただきましたユニバーサルラン、それから申し込み状況につきましては、スポーツ振興課のほうに確認をしつつ、どういう形でお返しできるかわかりませんが、しっかりとつなげていきたいと思っております。今回答えるところはそこまでで、ご了承いただければと思っております。

(有川会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか、

はい。ちょっと若干時間の方が気になりましてですね。議事に関しましては、今先ほどの報告等がありまして、今ちょっと時間のほうが十分でないところもあります。もし何かございましたら、今日も「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」という用紙を配らせていただいておりますので、そちらのほうにご意見とかご質問等ご記入いただい

て、提出いただきますようお願いいたします。

5. その他

(有川会長)

それでは先に進めてよろしいでしょうか。それでは、本日もう1点ございます。これ議事ではないんですけども、その他のほうにちょっと移らせていただきます。事務局のほうからお願いいたします。

(事務局：大島障がい福祉課長)

ありがとうございます。その他といたしまして、前回の審議会で頂きましたご意見の中で、当日お預かりしたのものとして2点ほどございましたので、事務局で対応案を整理いたしましたので、ご説明させていただきます。

まず1点目は、最上委員のほうから、前回の審議会で、障がい福祉課の予算説明で、配布資料に記載がございました、令和4年度の当初の歳出予算、約234億。こちらの内訳を知りたいというご意見を頂きました。今回お手元に、参考資料2ということで、障がい福祉課の一般会計歳出予算説明資料を配布させていただきました。お開きいただきまして、上段のところですが、障がい福祉課合計ということで、左側になるかと思いますが、本年度の欄に234億1,917万4,000円と記載がございます。そして右のほうにいきまして、それぞれの費目、特に説明欄のところに、各費目や事業名などが記載されております。これを内訳としてご認識いただければと思っております。審議会におきましては、どうしても時間の制約がございまして、当日の説明は集中改革プランでの取り組み事業や、4年度の新規事業、見直し事業、それから事業内容といたしまして、例えば事業所数や見込み数の推移や取り組み状況をお伝えしたいという事業などを中心に、審議会では説明をさせていただきました。当日説明に至らなかった事業につきましては、国制度の下にある事業であったり、現在定着している事業、あるいは当面の制度変更を予定していない事業ということで、省略をさせていただいたところがございます。次回の審議会におきましては、新年度予算説明ということになりますけれども、この5年度版の当該資料も配布をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、栗川委員からご意見を頂いたところがございます。本日のご意見と重なる部分もございますが、いま一度説明をさせていただきます。ご意見の中で、共生条例などを1つのこととして、新潟市の施策を横に申さし、障がい者への施策として対応できないのかといったところでもございました。障がいに関する社会的なさまざまな障壁に対する審議会の機能として、障がい福祉課が所管する以外で、社会のさまざまな分野での障壁について、審議会がどのようにかかわって審議していくことで障壁の解消につなげていけるのかと、解決のエンジンとして審議会が機能していくことが望ましいのではないかとご意見を賜りました。

まず、共生社会の実現に根差したところがございますが、先ほど若干説明をさせていただきましたが、障がいへの理解を深め、差別の解消を図ることを目的に、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」、その条例推進会議を設置しているところがございます。この会議の委員の皆様から頂いたご意見を、条例の理念の理解促進などに向けた市の取り組みに生かしているところがございます。また、審議会についてでござい

ますが、障がい者基本法で、審議会の事務処理といたしまして、障がい者計画に関して意見を頂くということがまず規定されております。障がい者計画は、本市の障がい者施策の基本方向を定めるものでございまして、本市が全庁的に横断して施策を展開していく上で、根幹をなすものでございます。本日の審議会でも、計画の進捗状況、達成状況、所管する所属課についてご説明をし、ご意見を頂いたところでございます。併せまして栗川委員からご指摘いただきました、障がい者に関する施策全般についてご審議いただくことも、大切な審議会の機能と承知しているところでございます。どのように進めていくのがベターなのかというのは、なかなか満点回答とはならないかもしれませんが、先ほど有川会長からもご紹介いただきましたが、事務局といたしましては、まずは配布をしております、「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」の用紙、あるいはメールなどを活用するところから始められればと考えております。障がい福祉行政全般に関しまして、現状を踏まえたご意見など、個別具体的にご提供をいただく。その頂いた意見について、有川会長からご助言を頂きながら、事務局で整理をし、所管課や関係課と調整をした上で、次の審議会の機会などでご報告する。あるいはテーマによっては、関係する担当課から説明をする。そして皆様からご議論をいただくと。そういうところから始めていければというふうに考えております。事務局といたしましては、審議会の重要な機能・役割を十分に押さえながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。昨年度の審議会の中であがっていた事項等に回答いただきましたが、ただいまの報告につきまして、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。先ほどの議論の中にもだいぶ含まれている内容でしたので、審議会の今後のあり方も含めてのご提案も含まれていたのではないかというふうに思いましたので、私たちのほうでもまたこれについて、引き続きご意見・ご質問等頂ければと思っております。

それでは、時間ちょうどになりましたけれども、令和4年度第1回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となります。委員の方々、それぞれのお立場でお気づきになったこと、あるいは日常の中でお考えのことありましたら、先ほども少し私のほうからも紹介させていただきましたが、「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえて意見なり、あるいは提案についてお書きいただき、提出いただけましたらと思います。

皆様にはお忙しいところ長時間にわたる会議にご出席いただき、まことにありがとうございました。ではマイクを事務局のほうにお返しいたします。

6. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり進行いただきましてありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、活発な発言を頂き、ありがとうございました。事務連絡ですが、駐車券につきましては、無料処理をしてありますので、お帰りの際に会場出口にてお受け取りください。

以上で、令和4年度第1回新潟市障がい者施策審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。